

知多市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 29 号

知多市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

知多市児童福祉法施行細則（平成 12 年知多市規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に助産施設等で母子保護等の実施を開始している者の徴収額については、なお従前の例による。